別紙４

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

検査結果報告　・・・４－　１
　第１　検査結果報告書の作成　・・・４－　２
　第２　検査結果報告書の提出　・・・４－　２
　第３　報告書の取りまとめ等　・・・４－　２
　第４　検査結果の公表等　・・・４－　２

令和４年８月12日改正

検査結果報告

地域登録検査機関

○　地域登録検査機関は、自らが実施した検査結果について、農産物検査法第20条第3項及び規則第20条の規定に基づき報告
○　報告書の内容（データ）は電子記録媒体を利用することが可能、電子記録媒体による報告を行う場合、秋田県知事宛の報告書を併せて提出

報告期日
　国内産農産物の品位等検査に係るもの：報告期間ごとにとりまとめ、翌月10日までに地域振興局に報告

［農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣が定める期日を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示第445号）］

県

○　検査結果の取りまとめ報告
・地域振興局は、管内の地域登録検査機関の結果を取りまとめ、水田総合利用課に報告
・水田総合利用課は、県内の結果を取りまとめ東北農政局秋田支局へ報告（別表参照）

東北農政局（秋田支局）

・東北農政局は、各県から報告のあった地域登録検査機関の検査結果に広域登録検査機関の結果を合わせて取りまとめ本省へ報告（別表参照）

農林水産省　農産局長　（取りまとめ及び照合）

公表

農林水産省

原則別表に定める地方農政局長の報告期日の属する月の末日
農林水産省ホームページ

県

・農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表
・知事は、東北農政局から広域登録検査機関の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものを公表

別紙４

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第１　検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第20条第３項及び農産物検査法施行規則第20条の規定に基づき、農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成13年３月22日農林水産省告示第445号。以下「報告規程」という。）に定めるところにより、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

第２　検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第１の報告書を報告規程に定める期日までに、知事に報告する。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。）第１条第１項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

第３　報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告について、基本要領に掲げる様式に取りまとめ、同通知に掲げる期日までに電子メールにより東北農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ東北農政局長に報告する。

第４　検査結果の公表

１　公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、東北農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

２　公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

（１）国内産米穀の検査結果

（２）国内産麦類の検査結果

（３）国内産大豆の検査結果

（４）知事が公表の必要があると認める検査結果

別表　　（参考）

農産物検査に関する基本要領
別紙14　農産物検査の検査結果等報告マニュアル

農産物検査の区　分	農産物の種類	事　項	期　間	様　式	都道府県知事の報告期日	地方農政局長の報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から８月31日までの間	様式第１号、様式第１号－２及び様式第２号	9月20日	9月24日
			当年産の９月から12月までの毎月の１日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年１月１日から翌年３月３１日までの間		翌年４月20日	翌年４月24日
			当年産の翌年４月１日から翌年６月30日までの間		翌年７月20日	翌年７月24日
			当年産の翌年７月１日から翌年10月30日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	４月１日から８月31日までの間	様式第１号及び様式第４号	9月20日	9月24日
			４月１日から10月31日までの間		11月20日	11月24日
			11月１日から翌年１月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日
			翌年２月１日から翌年３月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	４月１日から12月31日までの間	様式第１号及び様式第４号	翌年1月20日	翌年1月24日
			翌年１月から翌年３月までの毎月１日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	４月１日から12月31日までの間	様式第５号	翌年1月20日	翌年1月24日
			翌年１月１日から翌年２月28日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日
			翌年３月１日から翌年３月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	４月１日から翌年３月31日までの間	様式第６号	翌年７月20日	翌年７月24日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	４月１日から翌年３月31日までの間	様式第７号	翌年4月20日	翌年4月24日

様式第１号

番　　号
年　月　日

東北農政局長　様

秋田県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘　　柄	荷造り及び包装	量　目	検査総数量	特　上	特　等	１　等 （合　格）	２　等	３　等 （等　外）	規格外 （等外上）	備　考

備考１　「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第３条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第５条第１項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第６条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第９条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。

２　農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第１条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

３　３検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第１号－２

番　　号
年　月　日

東北農政局長　様

秋田県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	品位の測定結果									
							容積重	白未熟粒	水分	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒		異物	
													基準値以下	基準値超	基準値以下	基準値超

備考１　「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第３条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第５条第１項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。

２　「農産物の種類」の欄には、「水稲うるち玄米」と記載すること。

なお、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第１条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

３　品位の測定結果については、農産物検査規格（平成13年２月28日農林水産省告示第244号）第一の二の（三）のハの（ロ）に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する

４　都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは「都道府県知事」とすること。

様式第２号

番　　号
年　月　日

東北農政局長　様

秋田県知事

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	等　級	検査数量	整粒不足	形　質	水分過多	被　害　粒	死　米	着　色　粒	異種穀粒	異　物	そ の 他

備考１　農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第１条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

様式第３号

番　　号
年　月　日

東北農政局長　様

秋田県知事

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	等　級	検査数量	容 積 重	整粒不足	形　質	水分過多	被　害　粒	異種穀粒	異　物	その他

様式第４号

番　　号
年　月　日

東北農政局長　様

秋田県知事

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	等　級	検査数量	形　質	水分過多	被　害　粒										未熟粒	異種穀粒	異　物	備　考
						計	病害粒	虫害粒	変質粒	破砕粒	皮切れ粒	はく皮粒	汚損粒	しわ粒	その他				

様式第５号

番　　号
年　月　日

東北農政局長　様

秋田県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	銘　　柄	荷造り及び包装	量　目	検査総数量	１　等 （合　格）	２　等	３　等 （等　外）	規格外 （等外上）	備　考

備考１　検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第６号

番　　号
年　月　日

東北農政局長　様

秋田県知事

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　　年４月１日から　　年３月31日まで）

（単位：トン）

都道府県名	種　類	銘　柄	荷造り及び包装	量　目	検査総数量	１　等（合格）	２　等	３　等	４　等	５　等	規格外	備　考

備考１　「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（ＳＢＳ契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。
２　検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第７号

番　　号
年　月　日

東北農政局長　様

秋田県知事

成分検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

（単位：kg）

都道府県名	証明番号	種　類	生産年度	銘　柄	検査数量	測定結果			備　考
						たんぱく質	アミロース	でん粉	

備考１　「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。